

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 26 期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 5 月 30 日作成

監査法人名 誠栄有限責任監査法人

所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 1 番地

山城ビル 9 階

代表者 田村 和己

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

監査法人の沿革

平成 11 年 3 月 31 日付をもって大蔵大臣の認可を受け、平成 11 年 4 月 1 日設立登記を完了しました。

平成 16 年 3 月 5 日に啓陽監査法人と合併いたしました。

平成 20 年 4 月に定款変更を行い、2 項業務を追加いたしました。

監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務を行うこと、及び 2 項業務（主にデューデリジェンスなどの財務内容調査）を行うこと。

監査法人の名称変更

令和 5 年 4 月 1 日付で無限責任監査法人から有限責任監査法人に移行したため、誠栄監査法人から誠栄有限責任監査法人に変更いたしました。

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は有限責任監査法人です。

3．業務の内容

(1)業務概要

監査証明業務を金融商品取引法、会社法監査を中心に 15 社を対象、また非監査証明業務は財務内容調査業務を中心に行っておりますが、当期の業務実績はありません。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

特にありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和7年3月31日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
金商法監査	社	
会社法監査	1社	
学校法人監査	2社	
労働組合監査	社	
その他の法定監査	3社	
その他の任意監査	5社	
計	15社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

非監査証明業務の受嘱は今期ありませんでした。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は統轄代表社員のメッセージとして下記の方針を掲げ、当該方針のもと事務所運営を行っています。

当監査法人の理念と行動指針

監査法人はその事業である会計監査、内部統制監査を通じて企業の財務情報の信頼性を付与することで、経済社会の発展に寄与する重要な使命を有しており、その使命を果たすため、法人として下記の3識向上のメッセージと行動指針を定めています。

➤ 知識

監査、会計に関する関係法令とその改正を実務において適用するため、社員、職員は日々研鑽し、それらの最新の知識の習得を怠らないこと。そのため事務所で定めるガバナンスの方針、品質管理マネジメントの方針、監査の品質管理規程や各種規程を理解し、実務で適用すること。

➤ 意識

監査に求められる高い規律性を達成するため、法令遵守の意識とモラルを高いレベルで維持し、そのための事務所の風土醸成のため、積極的に行動すること。

➤組織

「法令を遵守し皆が光り輝く思いやりのある法人にしよう」を共通の価値観として持ち、組織の構成員がお互いに尊重し、監査に伴う諸々のリスクに対応するため、組織として人材の発掘、育成に努め、個々人が連帯して事務所の組織の成長と発展に努めること。

経営管理に関する措置

事務所の経営管理は法人の内部統制の根幹となるものであり、事務所の品質管理マネジメントを主軸として経営管理体制を整備しております。具体的には経営管理に下記の6つの基盤を設け、事務所運営ルールの明確化などにより経営管理の強化を行っております。

組織とガバナンス

組織とガバナンスの体制を作るため、ガバナンス方針や組織・職務分掌規程等を定め効果的な組織運営ができるようルールを定めております。

品質管理基盤

監査品質の維持向上を図る品質管理体制を作るため、監査の品質管理規程、審査規程、品質管理委員会規程、業務実施規程、倫理・独立性規程、新規契約の締結・更新規程等を定め事務所の品質管理の手続きを明確化し運用を行っております。

人的基盤

人的基盤となる人材の育成、評価、処遇を適切に行うため、研修運営規程、社員・職員評価規程、非常勤職員採用方針等を定め監査専門要員と職員の育成と評価を行っております。

IT基盤

監査情報のDX化を進めIT基盤の強化を図るためIT情報化方針を定め、また情報漏洩のリスクを防止するため情報セキュリティ規程等を定めIT基盤の強化を図っております。

財務基盤

財務基盤の強化を図るため、内部留保の充実など自己資本充実の方針のもと事務所収支の業績管理を行っております。

国際対応基盤

海外子会社への監査対応力を高めるため、外国語に通じた人材の育成、採用を進めております。

法令遵守に関する措置

日本公認会計士協会の倫理規則等を尊重し、その内容と精神を理解し法令遵守を重視した法人の運営を行っております。法令遵守に関する措置として、倫理規則の研修の実施等を行い、社内外の法令違反に対する通報制度の設置やその対処方針手続を定めた違法行為対応規程を定め、法令遵守の体制を整備しております。

その他

特に記載事項はありません。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、法人及び法人の構成員が職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。また、倫理・独立性規程等を作成し、独立性の保持のための方針及び手続を定め、これらを遵守しています。

独立性に関しては、当監査法人及び法人の構成員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年12月末現在で独立性の保持のための方針及び手続に関する監査人の独立性チェックリストにより利害関係の有無を調査し、提出を求めています。

また、新規に監査契約を受嘱する際には、その都度利害関係の有無を確認しています。さらに、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する阻害要因を除去又は軽減するための対応策を講じております。対応策を講じても阻害要因を除去又は許容可能な水準まで軽減できないときには、社員会で協議し契約を解除することになります。

ローテーション

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、公認会計士法及び倫理規則等に準拠した規程を定め、業務執行社員等に対してローテーションを実施しています。対象となる同一関与先に対して、継続関与期間は7会計期間、インターバル期間は最低5会計期間、公認会計士法上の大会社等の筆頭業務執行社員のインターバル期間は5会計期間としています。

監査報酬が独立性に与える影響

倫理規則では、特定の監査業務に対する報酬が、1期目あるいは数期連続して、それぞれ会計事務所等の総収入の一定割合（15%）を超える場合に、独立性を阻害する要因になるとされています。2024年度における特定の監査業務に対する報酬で15%を超える、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の際、監査契約の承認に関する規定に基づき、独立性をチェックするとともに、不正リスクを含むリスク評価を実施した上で、適切な手続きのもと受嘱の可否を決定しています。その際、リスクの評価は、被監査会社の内部統制の整備状況、財政状態・経営成績、経営者の誠実性、監査予定時間や人的資源の確保を含む監査チームの能力と適性等の十分性の観点から評価を行っています。

また、当監査法人の有する監査リソースとのバランスを慎重に検討の上、無理な受嘱により既存の監査契約における監査の質や十分な職務遂行を妨げることをないよう受嘱の可否を判断し、当監査法人が締結するすべての監査契約の監査品質の維持に努めています。

業務を担当する社員その他の者の選任

業務執行社員の選任は、その業務を遂行するために必要な能力や経験及び十分な時間が確保できることを確認の上で選任しています。また、業務執行社員がその責任を果たすための十分な時間ができているか確認するため、業務執行社員の業務時間数と稼働率を監視する管理表を整備し運用しています。補助者の選任に当たっては、当該業務に求められ専門知識や経験と能力、業務従事の継続性、他の業務と兼務の状況等を考慮して決定しております。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分 ア．社員の報酬の決定に関する事項

職員の人事評価は、まず各業務執行社員が評価を下し、社員会で幅広い視点から検討・評価を行った結果を各個人に対話を通じてフィードバックするとともに、給与や賞与、昇格に反映させています。一方、社員の評価と報酬についても、能力、経験、法人貢献度など多様な側面からの評価を行った上で、社員の報酬を社員会で協議し決定しています。

イ．社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

監査業務の品質は、法人の構成員の個々人の能力の集積であるとの考えのもとに、日本公認会計士協会が定められている年間 40 時間以上の研修受講を義務付けています。また、当監査法人が、必要と認めたプログラムについては、必修研修に指定し履修を義務付けています。具体的には、職業倫理研修、不正対応等にかかる研修、不正事例等を題材にした研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等の事例研修、最新の会計情報の共有等、監査品質維持のための多様な研修項目があります。これらの研修を通じて、法人の構成員は、会計監査を巡る課題や知識が共有され、監査の品質管理の向上に貢献すると考えています。

ウ．その他

特に記載事項はありません。

業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

当監査法人では、専門的な見解の問い合わせが必要な事項を監査の業務実施規程に明示し、該当する事項が生じた際には、事前に審査会あるいは規程で定めている監査法人内外の専門家の見解を入手することを義務付けています。

イ．監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、あるいは、監査責任者と審査会との間などにおいて監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理責任者とともに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を講じるとともに、品質管理責任者は必要に応じて当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決しています。

ウ．監査証明業務に係る審査

監査業務に対する審査は、監査チーム構成員とは独立した審査会が、監査の計画段階から監査意見形成段階までの監査全般にわたり、監査チームが行った監査手続や監査上の判断を客観的な視点から検証、審査しています。また、当監査法人では、監査意見を形成する過程で、重要な発見事項について事前に審査会に伝達し指導を受けるなどで、期末日付近に新たな論点や予見しない重要事象が発生するリスクを防止しています。

なお、大会社等以外の監査業務で監査報告の対象となる財務諸表の社会的な影響が少ない任意監査等は、審査会の合議制によらない代表社員一名による審査によっております。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含む一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。監査調書は、原則として監査報告書毎にまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。監査調書は、紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

オ．その他

特に記載事項はありません。

業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は監査の品質管理規程の中に、統轄代表社員の監査業務品質重視の風土醸成のメッセージの発信や監査品質のマネジメントに関する年次報告書の発行、被監査会社への品質管理の説明書類など、社内外の関係者とのコミュニケーションに関する情報の収集と伝達に関する項目を定め、適時、適切な情報の収集と伝達が行えるように方針と手続きを定め運用しております。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準に準拠して監査業務の引継を実施することを監査の品質管理規程やその細則に定め、適切に実施しています。また、後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査人から要請があった場合、それらに関する調書の閲覧に応じることを定めています。また、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問することを定め、実施しています。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は品質管理に関する最終責任者を最高責任者である統轄代表社員が担っております。また、品質管理の整備、運用に関する責任を品質管理責任者が担っております。さらに、品質管理委員会でモニタリング責任者など品質管理の各分野の担当責任者を定め、責任の所在を細分化、明確化し組織全体で取り組む体制をとっております。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は品質管理システムのリスク評価及びモニタリング方針に基づき監査業務の品質を管理できるよう、品質管理システムの構成要素についてリスクコントロールマトリックス表を作成しております。当該表に基づいて品質管理システムの目標を達成するため、必要と定めた品質目標を設定し、その目標を阻害するリスクとして品質リスクの識別と評価を行っております。また、識別、評価した品質リスクに対処するための対応策をデザインしております。当監査法人ではこれらの品質目標、品質リスクに対処するための対応方法について随時見直しを行い、事務所の状況や業務の内容の変化に合わせ随時更新を行っております。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人では、品質管理のシステムに関する各種の方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理責任者を責任者としてモニタリング活動を行っております。品質管理モニタリングは、監査事務所としての品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されていることを日々継続的に監視する「日常的監視」モニタリングと、所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査業務が実施されているか否かを検証する「定期的な検証」モニタリングを実施しています。

「日常的監視」では、基準及び法令等の品質管理業務への反映状況、独立性保持の手の実施状況、職業的専門家としての能力の充足状況、監査契約の新規締結及び更新の状況などを検討しています。

「定期的な検証」では、毎年定期的な検証の対象となる社員を選定し、実施しています。検証のサイクルは3年を超えない期間とし、一つの検証のサイクルの中で、一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定し、実施しています。

(3)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は特定社員制度を採用しておりませんので、当該措置は設けておりません。

(4)直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

令和5年10月

(5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の最高責任者である統轄代表社員が、業務の品質の管理の方針の策定やその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1)当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2)当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3)当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1)当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2)当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3)当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4)共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9人	人	9人

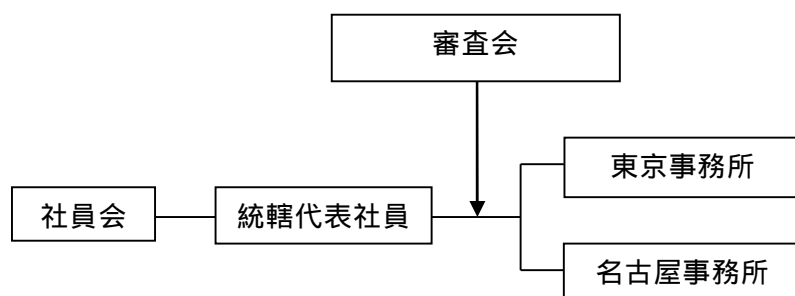
2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人の意思決定	9人	人	9人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区神田小川町1 - 1 山城ビル9階	8人	人	8人	人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄2 - 9 - 30 栄山吉ビル3階	1人	人	1人	人

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：千円)

	第25期 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	第26期 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)
売上高		
監査証明業務	253,405	233,899
非監査証明業務	5,770	0
合計	259,175	233,899

2．直近の二会計年度の計算書類

添付を参照。

(計算書類を添付すること。無限責任監査法人にあっては、添付の必要はないため、添付しない場合はその旨記載する。)

別紙ご参照下さい。

3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付を参照

(監査報告書を添付すること。無限責任監査法人にあっては、添付の必要はないため、添付しない場合はその旨記載する。)

該当事項はありません。

4 . 供託金等の額

(単位 : 千円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	18,000
供託所へ供託した供託金の額 (金銭及び有価証券の額)	18,000
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額 (1 事故 / 期間中)	10 億円 / 20 億円

(無限責任監査法人にあつては、記載の必要はない。)

5 . 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容
該当事項はありません。

引受けを行う者の商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 (填補限度額) (1 事故 / 期間中)

(無限責任監査法人にあつては、記載の必要はない。)

六 . 被監査会社等 (大会社等に限る。) の名称

令和 7 年 3 月末日現在の契約継続の被監査会社

株式会社 A V A N T I A

ポラリス・ホールディングス株式会社

株式会社インターアクション

株式会社くふうカンパニー

決算報告書

(第 26 期)

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区神田小川町 1 - 1

貸借対照表

2025年 3月31日 現在

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	145,097,949	【流動負債】	78,040,365
現金及び預金	144,742,485	未払金	3,399,092
未収入金	230,044	未払法人税等	741,000
仮払金	125,420	未払消費税	4,651,500
【固定資産】	29,548,345	未払費用	296,290
【有形固定資産】	80,001	預り金	8,362,283
工具器具備品	80,001	前受金	60,590,200
【無形固定資産】	965,274	負債の部合計	78,040,365
電話加入権	116,440	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	848,834	【株主資本】	96,605,929
【投資その他の資産】	28,503,070	資本金	10,000,000
会員権	5,173,810	利益剰余金	86,605,929
敷金	3,131,052	その他利益剰余金	86,605,929
差入保証金	2,198,208	繰越利益剰余金	86,605,929
供託金	18,000,000	純資産の部合計	96,605,929
資産の部合計	174,646,294	負債及び純資産合計	174,646,294

損益計算書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	233,899,000	
売 上 高 合 計		233,899,000
売 上 総 利 益 金 額		233,899,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		224,610,875
営 業 利 益 金 額		9,288,125
【営業外収益】		
受 取 利 息	92,032	
雑 収 入	11,675	
営 業 外 収 益 合 計		103,707
経 常 利 益 金 額		9,391,832
税引前当期純利益金額		9,391,832
法 人 税 等		2,582,094
当 期 純 利 益 金 額		6,809,738

販売費及び一般管理費内訳書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	109,100,000	
給 料 手 当	12,636,291	
賞 与	3,210,000	
退 職 金	18,300,576	
法 定 福 利 費	5,650,342	
支 払 報 酬	53,894,011	
福 利 厚 生 費	462,415	
荷 造 発 送 費	386,536	
広 告 宣 伝 費	214,800	
交 際 費	1,023,443	
会 議 費	348,118	
旅 費 交 通 費	2,972,702	
通 信 費	2,200,637	
備 品 消 耗 品 費	836,890	
事 務 用 消 耗 品 費	102,957	
水 道 光 熱 費	381,241	
新 聞 図 書 費	424,800	
諸 会 費	2,906,250	
支 払 手 数 料	255,118	
保 管 料	797,894	
リ ー ス 料	226,570	
保 険 料	844,160	
減 価 償 却 費	97,165	
地 代 家 賃	6,500,420	
賃 借 料	50,000	
租 税 公 課	268,667	
電 話 料	233,826	
雑 費	47,446	
研 修 費	237,600	
販売費及び一般管理費合計		224,610,875

株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		9,000,000
	当期変動額	出資金増減	1,000,000
	当期末残高		10,000,000
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		79,796,191
	当期変動額	当期純利益金額	6,809,738
	当期末残高		86,605,929
利益剰余金合計	当期首残高		79,796,191
	当期変動額		6,809,738
	当期末残高		86,605,929
株 主 資 本 合 計	当期首残高		88,796,191
	当期変動額		7,809,738
	当期末残高		96,605,929
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		88,796,191
	当期変動額		7,809,738
	当期末残高		96,605,929

個 別 注 記 表

自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

誠栄有限責任監査法人

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しております。

2. 重要な会計方針に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却方法

・ 工具器具備品 …………… 定率法

・ ソフトウェア …………… 定額法

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

決算報告書

(第 25 期)

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区神田小川町 1 - 1

貸借対照表

2024年 3月31日 現在

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	171,509,573	【流動負債】	107,432,895
現金及び預金	168,681,453	未払金	9,824,399
未収還付法人税等	2,602,700	未払法人税等	70,500
仮払金	225,420	未払消費税	3,499,900
【固定資産】	24,719,513	未払費用	556,666
【有形固定資産】	100,003	預り金	9,346,830
工具器具備品	100,003	前受金	84,134,600
【無形固定資産】	116,440	負債の部合計	107,432,895
電話加入権	116,440	純 資 産 の 部	
【投資その他の資産】	24,503,070	【株主資本】	88,796,191
会員権	5,173,810	資本金	9,000,000
敷金	3,131,052	利益剰余金	79,796,191
差入保証金	2,198,208	その他利益剰余金	79,796,191
供託金	14,000,000	繰越利益剰余金	79,796,191
		純資産の部合計	88,796,191
資産の部合計	196,229,086	負債及び純資産合計	196,229,086

損益計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	259,175,000	
売 上 高 合 計		259,175,000
売 上 総 利 益 金 額		259,175,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		241,311,866
営 業 利 益 金 額		17,863,134
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,235	
雑 収 入	1,092,617	
営 業 外 収 益 合 計		1,093,852
経 常 利 益 金 額		18,956,986
税引前当期純利益金額		18,956,986
法 人 税 等		3,654,800
当 期 純 利 益 金 額		15,302,186

販売費及び一般管理費内訳書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	100,800,000
給 料 手 当	20,421,666
賞 与	5,060,000
退 職 金	1,000,000
法 定 福 利 費	6,177,981
支 払 報 酬	82,271,975
福 利 厚 生 費	571,014
荷 造 運 賃 発 送 費	384,495
広 告 宣 伝 費	296,050
交 際 費	1,065,718
会 議 費	211,202
旅 費 交 通 費	4,721,089
通 信 費	1,358,694
備 品 消 耗 品 費	3,730,769
事 務 用 消 耗 品 費	200,143
水 道 光 熱 費	398,182
新 聞 図 書 費	205,351
諸 会 費	3,350,977
支 払 手 数 料	359,287
保 管 料	536,238
リ ー ス 料	124,800
保 険 料	770,000
減 価 償 却 費	6,390
地 代 家 賃	6,574,793
租 税 公 課	203,640
電 話 料	158,156
雑 費	193,856
研 修 費	159,400
販売費及び一般管理費合計	241,311,866

株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		9,000,000
	当期末残高		9,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		64,494,005
	当期変動額	当期純利益金額	15,302,186
	当期末残高		79,796,191
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		64,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		79,796,191
株 主 資 本 合 計	当期首残高		73,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		88,796,191
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		73,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		88,796,191

個 別 注 記 表

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

誠栄有限責任監査法人

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しております。

2. 重要な会計方針に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産の減価償却方法
 - ・ 工具器具備品 …………… 定率法

 - (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。